

山武水道からのお知らせ

水道料金徴収業務受託者の変更に伴う水道料金のお支払い方法について

平成31年4月1日から水道料金徴収業務受託者と口座振替先(ゆうちょ銀行を除く。)を株式会社エコシティサービスからシーデーシー情報システム株式会社へ変更いたします。

口座振替を利用して水道料金をお支払いされているお客さまは、現在ご登録の口座から振替をさせていただきます。(お客さまのお手続きは必要ありません。)水道料金徴収業務受託者の変更に伴い口座振替を希望されないお客さまは、業務課 料金班へご連絡をお願いいたします。

◎3月検針分口座引落日(4月5日)⇒口座振替を希望されないお客さまは3月20日(水)まで

◎4月検針分口座引落日(5月7日)⇒口座振替を希望されないお客さまは4月15日(月)まで

また、納入通知書を利用して水道料金をお支払いされているお客さまは、従来どおり「取扱金融機関」、「コンビニエンスストア」又は「山武郡市広域水道企業団お客様センター」でのお支払いをお願いいたします。

なお、水道料金徴収業務受託者の変更に伴う当企業団お客様センターの所在地(東金市東上宿12番地13)の変更はありません。

【問い合わせ先】 業務課 料金班 ☎0475(55)7853

開閉栓・料金・名義変更・使用水量などは 山武郡市広域水道企業団お客様センターへお問い合わせください

問い合わせ先 **☎0475-50-4132**
よいみず
東金市東上宿12番地13(サンピア立体駐車場裏)

- ・平日 8時30分～17時30分
- ・土曜日 8時30分～12時00分
- (日曜・祝日及び年末年始12月29日～1月3日を除く)

受付業務内容

- お引越し等による水道の使用開始・中止(料金精算)のお申し込み
水道使用開始・中止の届出は希望日の3～4日前までにご連絡ください。
水道開始・中止等はインターネットからもお申し込みいただけます!
<https://www.suido-uketsuke.jp/cs/>
携帯・スマートフォンの方は右のQRコードから
- 水道料金に関するお問い合わせ(料金のお支払い方法等)
- ご利用になるお客さまの名義の変更等
- 水道メータ検針に関するお問い合わせ



水道料金のお支払いは、便利で確実な口座振替で!

口座振替は、お支払いのたびに出かける必要がなくなり、金融機関のお客さまの口座から自動的に水道料金が支払えるとても便利な制度です。

口座振替の手続きは簡単で、①お客様番号が確認出来るもの(使用水量等のお知らせや納入通知書)、②通帳、③届出印をお客さまの口座のある金融機関へご持参ください。

また、郵送による口座振替の手続きも行っておりますので、山武郡市広域水道企業団お客様センターまでご連絡ください。



●取扱金融機関の窓口

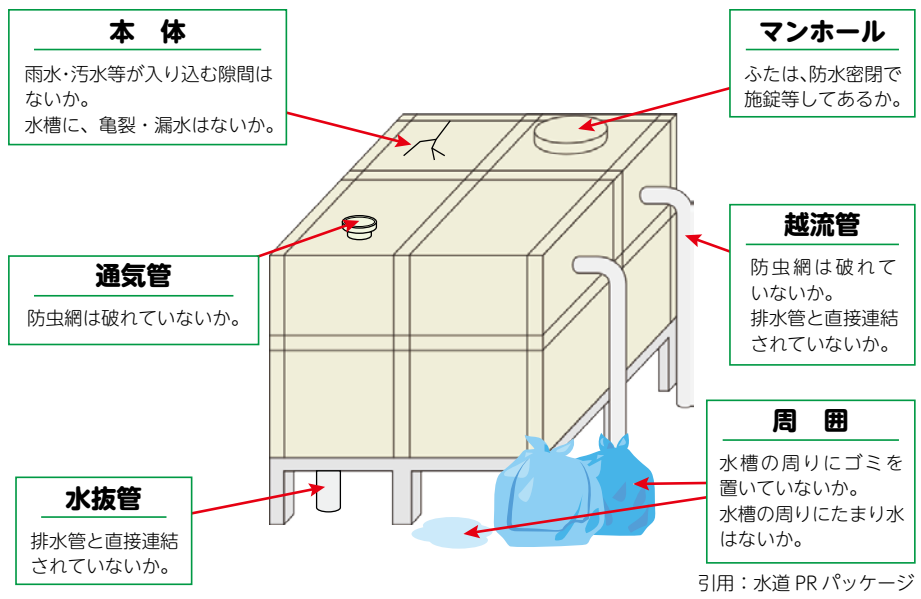
- | | | | |
|------------|----------------|----------|--------|
| 千葉銀行 | 千葉興業銀行 | 京葉銀行 | 三井住友銀行 |
| 三井住友信託銀行 | ゆうちょ銀行 | 銚子商工信用組合 | |
| 千葉信用金庫 | 銚子信用金庫 | 中央労働金庫 | |
| 山武郡市農業協同組合 | 千葉県信用漁業協同組合連合会 | | |

貯水槽水道の適正管理について

貯水槽水道(受水槽・高置水槽を通して給水しているビル・アパート等の給水施設)は、水道法で設置者の責任により適正な管理を行うことが義務付けられています。

貯水槽水道の設置者、所有者又は管理者の方は、以下の基準に従い、管理を行ってください。

- ①毎日蛇口から出る水の状態(味・色・匂い・濁りなど)を確認してください。
- ②月に1回下記を参考に貯水槽の点検を行ってください。
- ③年に1回以上の清掃や水質検査を行ってください。



詳しくは業務課 給水検査班までご連絡ください。

【問い合わせ先】 業務課 給水検査班 ☎0475(55)7853

水道メータの交換にご協力をお願いします!

交換時期 平成31年5月から平成32年3月まで

水道メータの有効期間は計量法で8年とされており、有効期間を満了する前に、お客さまのお宅に伺い水道メータの交換を行います。

交換の対象となるお宅には、事前に水道メータの交換のお知らせを配付いたします。お知らせの配付及び水道メータの交換作業は、山武水道が発行する委託証明書を携帯した指定給水装置工事業者が行います。なお、交換に伴う費用は無料です。

ご心配やご不明の点がございましたら、業務課 給水検査班まで!

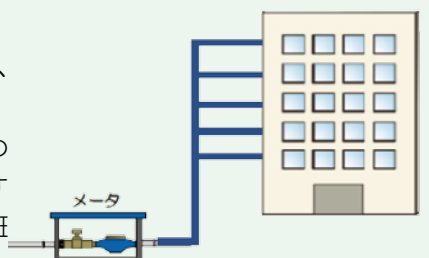
【問い合わせ先】 業務課 給水検査班 ☎0475(55)7853

共同使用に関する水道料金の取扱いについて

アパート・マンションなどの集合住宅で、水道メータ1個によって複数の世帯が給水を受けているお客さまを対象に、共同使用扱いによる水道料金計算を行い、生活用水にかかる費用の低廉化を図る制度があります。

この制度を利用する場合は、申請手続きが必要となります。

条件によっては適用が認められない場合がございますので、詳しくは業務課 料金班までご連絡ください。



【問い合わせ先】 業務課 料金班 ☎0475(55)7853